

[事案 30-50] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 9 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

腱板断裂の手術後のリハビリ目的により入院したため、給付金を請求したところ、入院期間の一部が約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

医師の指示により入院し、また他の保険会社は入院期間の全期間について入院給付金を支払っていることから、平成 5 年 3 月に契約した医療保険に基づき、不支払いの一部入院期間についても入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院期間の一部は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院期間の一部は、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものではなく、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。